



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年6月27日火曜日 第420号

◇ 目次 ◇

知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課) ... 690
保安林予定森林にする旨の通知(3件).....	(森林整備課) ... 690
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ... 691

公 告

労働委員会第46期委員候補者の推薦.....	(労政雇用課) ... 691
------------------------	-----------------

告 示

○愛媛県告示第758号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和5年6月27日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 2 - [(4 - エトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 - [2 - (ピペリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類
- (2) (2 R , 3 R) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン、(2 S , 3 S) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン及びそれらの塩類
- (3) N - (アダマンタン - 1 - イル) - 1 - (4 - フルオロプロチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和5年6月28日

○愛媛県告示第759号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年6月27日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町石畳2885の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第760号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年6月27日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町野井川1348、1351、1352

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町野井川1348・1351・1352（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第761号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年6月27日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

宇和島市三間町黒井地2039の1、3207、3208

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、城川町魚成土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年6月27日

愛媛県南予地方局長 阿部 恭司

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	志波 豊	西予市城川町魚成4594番地
"	土居原 登	西予市城川町魚成1537番地
"	河野 康彦	西予市城川町魚成4983番地
"	松根 保	西予市城川町魚成1705番地
"	矢野 勝幸	西予市城川町魚成1687番地
"	山内 仁	西予市城川町魚成1413番地
"	土居原 清一	西予市城川町魚成1436番地
"	浅野 晋司	西予市城川町魚成4030番地
"	河野 竜二	西予市城川町魚成4019番地
"	渡辺 隆一	西予市城川町魚成3326 - 2番地
"	芝 由紀	西予市城川町魚成4262番地
"	河野 正弘	西予市城川町魚成5073番地
監事	河野 学	西予市城川町魚成4211番地
"	河野 通	西予市城川町魚成2592番地
"	岡田 幸二	西予市城川町魚成846番地
"	山内 康弘	西予市城川町魚成49番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	志波 豊	西予市城川町魚成4594番地
"	河野 浩邦	西予市城川町魚成3973番地
"	岡田 拓幸	西予市城川町魚成3702 - 9番地
"	白石 敬二	西予市城川町魚成1266番地
"	白石 雄一	西予市城川町魚成1726番地
"	河原 武徳	西予市城川町魚成1646番地
"	田中正 男	西予市城川町魚成1558番地
"	兵頭 晋	西予市城川町魚成3322番地
"	芝 和也	西予市城川町魚成4262番地

"	河野 正弘	西予市城川町魚成5073番地
"	河野 康彦	西予市城川町魚成4983番地
"	明智 祥勝	西予市城川町魚成2740番地
監事	河野 学	西予市城川町魚成4211番地
"	矢野 数也	西予市城川町魚成1614番地
"	河野 宇正	西予市城川町魚成837番地
"	山内 康弘	西予市城川町魚成49番地

公 告

○公 告

愛媛県労働委員会第46期委員候補者の推薦について

第45期愛媛県労働委員会委員の任期が令和5年9月5日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

令和5年6月27日

愛媛県知事 中村 時広

1 推薦者の資格

- (1) 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。
- (2) 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

令和5年6月27日（火）から7月11日（火）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を令和5年7月11日（火）までに愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- (1) 労働組合については、政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書
- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 本籍
- エ 現住所
- オ 学歴
- カ 経歴

別記様式(4関係)

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名 ㊟

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会 {労働者委員} の候補者として {使用者委員}

て次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属労働組合又は所属会社及びその地位	労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の4第1項該当の有無

注 不要の文字は、抹消すること。